

平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社神鋼環境ソリューション
代 表 者 名 取締役社長 粕谷 強
コ ー ド 番 号 6 2 9 9
上 場 取 引 所 東証第二部
問 合 せ 先 総務部長 芳野 真弘
(電話：078-232-8018)

単元株式数の変更、株式併合、定款の一部変更及び配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 28 日開催予定の第 63 回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議し、それに伴い平成 30 年 3 月期の配当予想を修正いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単子を最終的に 100 株に集約することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単子である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することにいたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本総会において、株式併合に関する議案及び定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合を行う理由

上記 1. に記載の単元株式数の変更に伴い、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単子の水準（5 万円以上 50 万円未満）及び中長期的な株価変動等も勘案し、当社株式に対しより投資しやすい環境を整えることを目的として、株式の併合を行うものであります。

(2) 併合の内容

- | | |
|---------------|--|
| ①併合する株式の種類 | 普通株式 |
| ②併合の方法・割合 | 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、5 株を 1 株の割合で併合いたします。 |
| ③併合後の発行可能株式総数 | 64,000,000 株（併合前：320,000,000 株） |

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	80,600,000 株
株式併合により減少する株式数	64,480,000 株
株式併合後の発行済株式総数	16,120,000 株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

⑤併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5 株未満	98 名（3.19%）	110 株（0.00%）
5 株以上	2,974 名（96.81%）	80,599,890 株（100.00%）
総株主数	3,072 名（100.00%）	80,600,000 株（100.00%）

（注）本株式併合を行った場合、保有株式数が 5 株未満の株主様 98 名（その所有株式の合計は 110 株。平成 29 年 3 月 31 日現在。）が株主たる地位を失うこととなります。

⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（3）併合の条件

本総会において、株式併合に関する議案及び定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

（1）変更の理由

①発行可能株式総数及び単元株式数の変更

本総会において、上記 2. に記載の株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るべく、株式併合の割合（5 分の 1）に応じて発行可能株式総数を 3 億 2,000 万株から 6,400 万株へ減少させるため、現行定款第 6 条を変更するとともに、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条を変更するものであります。

②無議決権株式に関する規定の削除

現在、当社は無議決権株式を発行しておらず、また現時点において発行する予定もないことから、現行定款第 6 条及び第 8 条における無議決権株式に関する規定を削除するものであります。

③附則の新設

上記の変更につきましては、上記 2. に記載の株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後は、この附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数及び株式の種類)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は<u>3億2,000万株</u>とし、このうち<u>2億6,000万株は普通株式、6,000万株は次の内容を有する無議決権株式とする。</u></p> <p><u>1. 無議決権株式を有する株主（以下「無議決権株主」という。）は株主総会における議決権を有しない。</u></p> <p><u>2. 無議決権株主はその有する無議決権株式につき、本会社に対して取得請求権を有する。但し、無議決権株式発行後5年間を経過するまでは、無議決権株主は取得請求権を行使することができない。無議決権株主が本会社に対して取得請求権を行使する場合における取得の対価は、無議決権株式1株に対し普通株式1株とする。</u></p> <p><u>3. 本会社はいつでも無議決権株式の一部又は全部を取得し、これを取締役会の決議によって消却することができる。</u></p> <p><u>4. 前三号に定めるほか、無議決権株式は普通株式と異なるものとする。</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は<u>6,400万株</u>とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 本会社の単元株式数は<u>普通株式、無議決権株式とも1,000株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 本会社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>第1条 第6条及び第8条の変更は平成29年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は平成29年10月1日の経過後、これを削除するものとする。</u></p>

(3) 定款の一部変更の条件

本総会において、株式併合に関する議案及び定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 平成30年3月期配当予想の修正

(1) 配当予想修正の理由

上記2. の記載に基づき、株式併合の効力が発生することを条件に、平成29年4月27日に発表いたしました平成30年3月期の普通株式1株当たりの配当予想を以下のとおり修正いたします。

なお、今回の配当予想の修正は、株式併合に伴い1株当たりの配当金の予想を修正するものであり、配当金総額の予想を見直すものではありません。

(2) 修正の内容

修正の内容は、次のとおりであります。

	年間配当金		
	第2四半期	期末	合計
平成30年3月期 前回予想 (平成29年4月27日発表)	0円00銭	9円00銭	9円00銭
平成30年3月期 今回修正予想	0円00銭	45円00銭	45円00銭
平成29年3月期	0円00銭	9円00銭	9円00銭

5. 主要な日程

取締役会決議日	平成29年5月18日
定時株主総会開催日	平成29年6月28日
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年10月1日
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の100株）にて行なわれることとなります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】 株式併合及び単元株式数の変更についてのQ&A

【ご参考】 株式併合及び単元株式数の変更についてのQ&A

Q 1. 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することにいたしました。

これに伴い、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）及び中長期的な株価変動等も勘案し、当社株式に対しより投資しやすい環境を整えることを目的として、株式の併合を行うものであります。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日（平成29年10月1日（予定））の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例①	1,232株	1個	246株	2個	0.4株
例②	1,000株	1個	200株	2個	
例③	999株	0個	199株	1個	0.8株
例④	1株	0個	なし	なし	0.2株

(注1) 例②に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

(注2) 株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式、上記例①、例③、例④）が生じた場合は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。

(注3) 株式併合の効力発生前のご所有株式数が5株に満たない場合（上記例④）、この5株に満たない株式については端数株式として処分させていただくこととなりますので、株式併合後にご所有する株式が無くなることとなり、当社の株主様としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 4. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 併合後の1株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

A 6. すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、又は自己株式として当社が買取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

なお、上記Q 3に記載のとおり、効力発生前のご所有株式数が5株未満(Q 3 例④)の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社の株主様としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7. 併合後の1株に満たない端数株式が生じないようにする方法を教えてください。

A 7. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り制度」をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(注)「単元未満株式の買取り」とは、単元に満たない株式を当社が買い取る制度です。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 8. 次のとおり予定しております。

平成29年6月28日	定時株主総会決議日
平成29年9月26日(※)	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日(※)	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日(※)	株式併合、単元株式数変更、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成29年12月頃(※)	端数株式処分代金のお支払い

(※)本総会において、株式併合に関する議案及び定款一部変更に関する議案が承認可決された場合の予定です。

Q 9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 9. 事前のお手続きについては、特段の必要はございません。なお、上記Q 3及びQ 6に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となります。端数株式の取扱いはQ 6に記載のとおりですが、効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社の株主様としての地位を失うこととなります。効力発生前に、Q 7に記載の「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777 (フリーダイヤル)

受付時間 土・日、祝日、年末年始を除く9時～17時

以 上